

社会福祉法人芦別白光舎役員手当及び役員退任手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芦別白光舎の役員に支給する役員手当及び役員退任手当に関する事項を定めることを目的とする。

(役員手当の支給)

第2条 役員手当は、役員の中の理事長及び監事に支給する。

(役員手当の支給額等)

第3条 役員手当の支給額は、理事長にあつては月額200,000円とし、監事にあつては監査実施1回につき10,000円とする。

2 役員手当の支給日は、理事長にあつては毎月10日（10日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、その前日）とし、監事にあつては監査実施日とする。

3 理事長が月の途中で退任した場合の役員手当は、日割り計算をせず、1か月分を支給する。

(役員退任手当)

第4条 役員退任手当は、役員が退任した際に支給する。ただし、役員が退任時に社会福祉法人芦別白光舎の授産施設又はケアハウスあしべつの職員である場合には、その者に対し役員退任手当は支給しない。

(役員退任手当の支給額)

第5条 役員退任手当の支給額は、別表の役員退任手当支給基準表に基づき支給する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は平成20年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人芦別白光舎評議員並びに役員手当及び退任手当支給規程（昭和60年4月1日制定）は、平成20年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、この規程による改正後の第4条ただし書きの規定の適用を受けることとなる

役員には、当該役員が施行日の前日をもって役員を退任したものとみなし、この規程による改正前の第4条の規定に基づき役員退任手当を支給するものとする。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

別 表

役員退任手当支給基準表

| 役員区分 | 支給額 |
|------|--------------|
| 理事長 | 75,000円×在任年数 |
| 常務理事 | 10,000円×在任年数 |
| 一般役員 | 5,000円×在任年数 |

備考 在任年数の計算は、6月以上は1年に切り上げ、6月未満は切り捨てるものとする。